

平成30年度における評価専門調査会での調査・検討について(案)

1 国家的に重要な研究開発の評価の実施予定案件

(1)「革新的新構造材料等技術開発」※¹

(平成25年3月事前評価、平成26年11月フォローアップ、平成28年10月第1段階ステージゲート評価の確認)

- 実施理由

平成26年11月のフォローアップにおいて、経済産業省によるステージゲート評価が実施された時点で、評価専門調査会において、研究開発の進捗状況やマネジメント状況等の確認を行うとされており、今回、経済産業省による第2段階のステージゲート評価が実施されたため、結果内容の妥当性等を確認するもの。

- 評価内容

経済産業省における第2段階ステージゲート評価の結果内容の妥当性等を確認する。

- 実施時期

平成30年6月・7月の2回を予定

(2)「フラッグシップ2020プロジェクト(ポスト「京」の開発)」※¹

(平成25年12月事前評価、平成27年1月再評価、平成28年3月基本設計評価の確認)

- 実施理由

平成27年1月の再評価において、文部科学省における中間評価を確認し、総合科学技術・イノベーション会議において中間評価の実施を判断することとなっており、平成30年度に文部科学省における中間評価が実施されること、秋頃には、試作半導体の試験データが取得されることを見据えて、中間評価を実施するもの。

- 評価内容

文部科学省における中間評価結果及び基本設計に基づき製造した試作半導体の成果の評価結果を踏まえ、平成31年度から予定している半導体製造に着手する前の段階での評価を行う。

- 実施時期

平成30年9月・10月・11月の3回を予定

(3) 平成31年度予算要求に係る事前評価

- 評価内容

平成31年度概算要求される研究開発のうち、国家的に重要な研究開発を選定して評価を行う。

- 実施時期

平成30年9月・10月・11月の3回を予定

※1 研究開発の概要は参考資料3参照

2 国家的に重要な研究開発の評価の進め方について

平成29年7月に「総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価について」(平成17年10月18日総合科学技術会議決定)が改正されたことに伴い、平成29年度の国家的に重要な研究開発の評価の進め方等の見直しを行い、評価検討会を廃止して評価専門調査会のみで評価を実施した。今回の見直した評価の進め方による実績を踏まえて、今後の改善点等についてご意見をいただき、平成30年度における評価の進め方の改善を行う。

【改善のポイント(案)】

- ・ 評価専門調査会2回で集中的に議論することとしたが、議論のための時間を十分に確保することができたか。
- ・ 新たな評価の視点において、大局的・俯瞰的観点でのCSTI評価の視点を十分に盛り込むことができたか。
- ・ 調査事項の設定の前に研究開発概要の説明が十分であったか。
- ・ 実施省庁で行った評価結果の妥当性を確認する際、実施省庁の評価委員会座長等を招へいしてヒアリングを行ったが、評価の見解を十分に聴取できたか。
- ・ 評価結果の取りまとめにおいて、報告書案に対する意見収集から取りまとめまでの時間が十分確保できたか。

(参考)

平成29年度の進め方(太字は評価専門調査会会合)

- ① 9月21日: **評価全体の進め方、調査事項等の策定***2(事務局)⇒**評価専門調査会承認(第122回評価専門調査会 9月)**
- ② 調査事項に対する担当省庁側での**評価結果(担当省庁)**(9月)

- ③ 評価専門調査会委員に②を送付し意見を収集(10月)
- ④ 10月25日:担当省から概要及び評価結果説明、担当省側の評価実施代表者を招へいして評価内容を説明(第123回評価専門調査会)
- ⑤ 評価意見収集票を評価専門調査会委員に配布(10月)
- ⑥ 評価専門調査会委員の意見をとりまとめ評価結果案を作成(11月)
- ⑦ 11月16日:評価結果案⇒評価専門調査会承認(第124回評価専門調査会)

※2 別紙参照

3 国の研究開発評価に関する大綱的指針のフォローアップ等について

平成28年12月21日に「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(以下「大綱的指針」という。)が改定され、本大綱的指針第1章IV 本指針等のフォローアップにおいて「評価方法の改善のための調査研究や評価の実施状況等のフォローアップを継続して行う。」とされている。このため、大綱的指針改定後の関係省庁及び関係研究機関等の評価体制及びその実施状況等のフォローアップ調査を行い、結果等について各府省等にフィードバックして情報の共有、好事例等の情報の展開を図ることで、評価方法の改善や大綱的指針の浸透を図る。

- 実施時期:平成30年3月から開始予定
(平成30年度中には取りまとめ予定)
- 調査目的:評価に係る状況を府省横断的に把握するため、評価の実施状況等のフォローアップを行い、大綱的指針を各省庁等に浸透させていく。
- 調査項目:
 - ・評価の体制及び実績
 - ・大綱的指針の改定に基づく評価指針への反映状況
 - ・『研究開発プログラム』の実施状況等など
- 調査方法:調査対象先に対して、事務局がヒアリングを実施
- 調査対象予定:関係省庁、研究開発機関(評価実施機関に限る。)

平成 30 年 2 月 1 日

国家的に重要な研究開発の調査事項について

事前評価

調査検討する基本的な事項【新旧対照表】

これまでの事前評価 【平成 14 年 9 月 24 日 評価専門調査会での決定事項】	平成 29 年度からの事前評価 ※実績を積み重ね具体化を図る。
<p>A. 科学技術上の意義 当該研究開発の科学技術上の目的・意義・効果。</p> <p>B. 社会・経済上の意義 当該研究開発の社会・経済上の目的・意義・効果。</p> <p>C. 国際関係上の意義 国際社会における貢献・役割分担、外交政策との整合性、及び国益上の意義・効果。</p> <p>D. 計画の妥当性 目標・期間・資金・体制・人材や安全・環境・文化・倫理面等からの妥当性。</p> <p>E. 成果（見込み）、運営、達成度等 投入資源に対する成果（見込み）、運営の効率性、及び目標の達成度等。評価結果の反映状況の確認等。 （ただし、Eについては、新規研究開発であることから、その内容を考慮。）</p>	<p>1 評価対象案件の実施府省における評価方法及び評価結果の妥当性</p> <p>2 関連する上位の政策・施策等の目標を達成するための道筋 (1)アウトカムの上位の政策・施策における位置付け (2)アウトプット・アウトカム等が時間軸上で明確に設定された道筋の妥当性 (3)設定されたアウトカム目標と設定方法の妥当性</p> <p>3 研究開発の目標・実施内容 (1)研究開発の意義、目標、実施内容等の明確化 (2)府省庁内での関連研究開発・施策との関係性 (3)産学官での連携・役割 (4)他府省庁との関連プロジェクトとの連携・役割 (5)国際競争力の観点からの妥当性</p>

	<p>4 研究開発マネジメント</p> <p>(1) 役割分担や権限等が明確になった実施体制</p> <p>(2) 技術の進展や社会情勢の変化を踏まえたPDCAプロセス（挑戦的な研究開発の場合は、その評価制度等も含む）</p>
--	---

中間評価

調査検討する基本的な事項【新旧対照表】

これまでの中間評価 【平成27年8月25日 評価専門調査会決定】	平成29年度からの中間評価 ※実績を積み重ね具体化を図る。
<p>1. <u>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において当該研究開発の目標とした事項に関連した進捗状況及びそれ以外の進捗状況</u></p> <p>2. <u>当該研究開発で得られた成果について、関連行政施策や研究開発施策等への活用状況</u></p> <p>3. <u>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において科学技術的・社会経済的・国際的な意義とした事項等に関しての効果</u></p> <p>4. <u>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた実施計画（実施機関の選定や細目</u></p>	<p>1. 評価対象案件の実施府省における評価方法及び中間評価結果の妥当性</p> <p>2. 関連する上位の政策・施策等の目標を達成するための道筋を踏まえた中間評価時での成果と目標の達成状況</p> <p>3. 中間評価以降の成果予定と目標の達成見込み</p> <p>4. 今後の波及効果の見込み</p> <p>5. 研究開発マネジメントの妥当性 (1) 技術の進展や社会情勢の変化を踏まえたPDCAプロ</p>

<p><u>課題への資源配分などを含む) の遂行状況や、情勢変化に伴う実施計画の見直し状況</u></p> <p>5. <u>総合科学技術・イノベーション会議が実施した事前評価やそのフォローアップの結果等において妥当または改善すべきとされた府省の推進体制の整備状況や評価の実施状況</u></p>	<p>セス</p> <p>(2) 関連する政策・施策等へのフィードバック</p>
--	--